

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成27年度第3回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成27年11月11日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで
開 催 場 所	301会議室（市役所3階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、田代 芳久、田中 洋子、濱浦 雪代 保険医代表 指田 登生、三條 治、千竈 学、北條 泰輔 公益代表 沖野 清子、宮崎 文永、村野 好夫、靱山 敏夫 被用者保険等保険者代表 榎本 浩幸 欠席者：なし 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課主査（国保税グループ、国保給付グループ）、保険年金課主事（国保給付グループ）
報 告 事 項	第2回会議録について
議 題	(1) 武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長等選挙について ア 会長選挙について イ 会長代理選挙について (2) 諮問事項の検討について 「国民健康保険財政の健全化に向けた事業運営の在り方について」 国民健康保険税の税率改定について (3) その他
配 布 資 料	・ 資料1-1 国民健康保険運営協議会における関係法令の抜粋 ・ 資料1-2 国民健康保険運営協議会委員名簿 ・ 資料2 第2回会議録 ・ 資料3-1 平成26年度人間ドック等実施状況 ・ 資料3-2 平成26年度特定健診受診勧奨業務委託報告書の抜粋 ・ 資料4-1 国保税率改定試算表 ・ 資料4-2 補足資料
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1)ア：会長「公益代表 宮崎委員」に決定した。 議題(1)イ：会長代理「公益代表 村野委員」に決定した。 議題(2)：事務局から提示された3パターン of 税率改正案については慎重に審議をする必要があると判断したため、より詳細な資料を事務局から提示し、引き続き審議することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	(市民部長)～挨拶～ (市長)～委嘱書の交付、挨拶～ (市民部長)～委員の紹介と事務局職員の紹介～ ※会長を選出するまでの間、田代委員に仮議長をお願いする。  <b>議題（1）武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長等選挙について</b> <b>ア「会長選挙について」</b> <b>【事務局説明要旨】</b> (保険年金課長) 国民健康保険運営協議会の設置は、国民健康保険法第11条第1項で規定されており、ただ今、議題となっている会長の選挙については、国民健康保険法施行規則第5条で規定されている。 協議会には、会長と、会長に事故がある時に会長の職務を代行する会長代理が置かれ、いずれも、公益を代表する委員の中から、全委員の選挙によって選任されることになっている。 選挙の方法については、投票による方法や指名推薦による方法などが考えら

れるが、特に選挙方法に関し、この方法でなければならないといった規定はない。

過去の会長選挙の方法については、会長は、公益代表の委員の中から選任することとなっていることから、公益代表の4人の委員で協議し、その結果をもって指名推薦の上、委員全員の意見を聞き、会長を決定する方法がとられている。

全委員で選挙の方法について協議してから、会長の選任をお願いしたい。

**【質疑・意見等】**

(委員)

質疑等なし。

(仮議長)

質疑なしと認める。選挙の方法については指名推薦の方法を用いることにする。これに異議があるか。

**【質疑・意見等】**

(委員)

異議なし。

(仮議長)

異議なしと認める。よって、選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定した。指名の方法については公益代表委員全員で協議し、その中の代表者から指名することにする。これに異議があるか。

**【質疑・意見等】**

(委員)

異議なし。

(仮議長)

異議なしと認める。よって、指名の方法は、公益代表委員全員で協議し、その代表者から指名することに決定した。それでは、公益代表委員は、休憩中に別室で協議をお願いします。

〈休憩〉

※休憩中、別室にて協議を実施した。

(仮議長)

休憩前に引き続き会議を開く。公益委員を代表し、靱山委員に会長候補の指名を求める。

(靱山委員)

宮崎委員を指名する。

(仮議長)

靱山委員が指名したとおり、宮崎委員を会長の当選人としたい。これに異議があるか。

**【質疑・意見等】**

(委員)

異議なし。

(仮議長)

異議なしと認める。よって、宮崎委員が会長に当選された。これをもって、会長と交代する。

(会長)

本協議会の会長に就任することになった。本協議会と国民健康保険事業の円滑な運営に精一杯努めるので、よろしく願いたい。

#### **イ「会長代理選挙について」**

(会長)

選挙の方法については会長選挙と同様に指名推薦の方法を用いることにする。これに異議があるか。

#### **【質疑・意見等】**

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。指名の方法は会長からの指名とする。これに異議があるか。

#### **【質疑・意見等】**

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。村野委員を会長代理に指名する。これに異議があるか。

#### **【質疑・意見等】**

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。

#### **報告事項（１）第２回会議録について**

##### **【事務局説明要旨】**

(保険年金課長)

事前に出席者に確認したところ、修正意見等がなかったため、会議録署名委員に署名・捺印をしていただいた。

(会長)

これに異議があるか。

#### **【質疑・意見等】**

(委員)

異議なし。

#### **議題（２）諮問事項の検討について**

##### **「国民健康保険財政の健全化に向けた事業運営の在り方について」**

(会長)

次に、議題（２）「国民健康保険財政の健全化に向けた事業運営の在り方について」であるが、事務局から説明をお願いする。

**【事務局説明要旨】**

(保険年金課長)

諮問事項の説明の前に、前回質疑のあった人間ドック等の他市の実施状況及び人間ドック等の受診者の把握状況についての説明を行った。

(会長)

説明について質疑等はあるか。

**【質疑・意見等】**

(委員)

調査時に人間ドックを受けたと回答したが、結果の提出をしていない方の数は把握しているのか。

(保険年金課長)

把握していない。

(保険年金課長)

(国保税率改定試算表について)

前回決定した毎年改定するB案を基に、3つの改定案を用意した。改定案の考え方・特徴はどのパターンも、各項目の応能・応益割の不均衡を若干是正するものの、低所得者に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものであり、各項目の不足分の解消を図るための、課税額の増加をしている。異なるのは医療分の資産割・平等割の割合であり、パターン1は現行の3分の2、パターン2は現行の2分の1、パターン3は廃止し、2方式とする点である。資産割・平等割の割合を減らした分を所得割と均等割に加算している。後期分と介護分についてはどのパターンも同じで、5年で法定外の繰入れを解消できるように設定を行った。法定限度額については来年度、引き上げられることが想定される。その場合は法定限度額まで引き上げることを想定している。

今回示したパターンの税率や税額は変更することは可能であるので、これを踏まえて御協議いただきたい。

(会長)

説明について質疑等はあるか。

**【質疑・意見等】**

(委員)

次回、滞納世帯の状況、短期証の発行状況の資料を提示してほしい。

均等割を上げると、本市の滞納世帯のうち所得ゼロの階層の構成が60%超であることを考えると、収納率に影響が出るのではないか。

(保険年金課長)

ここ数年で各市とも税率を上げているが、収納率は下がってはならず、上がっている状況である。本市においても25年度に税率を上げたが、実績としては収納率が上がった。また、昨年度は過去30年で1番の収納率であった。このことからあまり影響がないと考えている。

(委員)

本市の滞納世帯のうち所得ゼロの階層が増えていることに対して何らかの対応が必要だと考えるが、この点についてはどのように考えるか。

(保険年金課長)

都道府県化に向けての国と地方の協議、本年5月に成立した国民健康保険法の一部改正に関する参議院附帯決議、子供の医療費の検討会等でも、低所得者対策について検討していると伺っているので、国全体で低所得者に配慮する方向で動いている。

(委員)

パターン1の所得割が26市平均より高いが、他市も税率改定されるとこの平均値は上がるのか。また、資産割はまだ他市よりも高いので下げるべきではないか。

(保険年金課長)

来年度は18市が改定を検討しているようであるので、所得割の平均も上がっていきと考えられる。

各市とも資産割は廃止したいと考えているので、基本的には減少していく方向であるので、本市も同様にしたいと考えている。今回示した3分の2、2分の1というのは、中期的な基本方針である毎年約1億円調定額を増加するという目標の中での割振りであると考えていただきたい。

(会長)

事務局から提示されたパターン1から3について、各委員の考えや意見を伺いたい。また、事務局に対して追加で提示してほしい資料等があれば要求してほしい。

(委員)

一度で大幅に税率を上げるよりは、毎年少しずつ上げる方が良いと考えるが、パターン1の決定についてはもう少し詳細な資料を提示していただいた上で慎重に協議を進めていきたい。

事務局には、所得階層別の人数、構成割合、軽減世帯数等、課税内容の詳細が分かる資料を提示していただきたい。また、各市の税率改定の状況が分かれば提示していただきたい。

(委員)

応能・応益の割合を50:50に近づけていけるようにしていただきたい。パターン1の決定については現時点で答えを出すことは難しいと考える。

(委員)

応能・応益の割合を50:50に近づけるためには、資産割を減らしていくべきではないかと考える。

(委員)

低所得者に配慮した案であってほしい。事務局には、資産割・平等割を数年かけてゼロにしていく場合を想定した資料を提示していただきたい。

(委員)

パターン3が良い。5年、10年ではなく、駆け足で進んでいく必要があると考える。低所得者への配慮は必要だと考えるが、言い出したら際限がないのでまた別の方法を考えるべきである。

(委員)

賦課限度額付近まで課税される人数が多くなると予想されるが、これに該当する人数の試算等を行った資料を用意していただきたい。

(委員)

パターン2で、毎年改定ではなく数年毎に改定していくのが良いと考える。

(委員)

介護分、後期分は5年後、医療分については10年後を見据えてということだが、先々の見込みの数値を提示していただきたい。

(委員)

今後の日本経済の動向に合わせて、細かく見直していくことが必要であると考え。資産よりも所得を中心に考えていくべきであると考え。

(委員)

国保加入世帯の高齢化に伴い、医療費が上昇していること、全体的に低所得者層が多いこと、また、所得が26市で最下位ということ等から、4方式は残さざるを得ないものと考えている。

(委員)

30年度の都道府県化を見据えて2方式になっていく市が多いとは思いますが、本市の所得層を考えると4方式は残していくべきであると考え。低所得者層を考慮し、改定率を抑えられるような案が他にないか、もう少し検討したい。

(委員)

提示された3パターンの内、事務局が最良と考えている案を示していただきたい。

(保険年金課長)

詳細な資料を提示することは可能だが、今回の資料4-2に補足資料として世帯構成、所得等のモデルケースを掲載しているものが、税率改定の影響について簡略化し、分かりやすくしたものである。結果としては最も構成の多い世帯が多く支払いをしていただいている状況である。前回結論として出していた毎年の約1億円ずつ法定外繰入を減らすという基本方針の中での数値の組み替えである。資産割、平等割を下げれば、その分を所得割、均等割を上げることになる。1億円以上に上げる又は下げるということを検討する場合には、基本方針を白紙とし、再度検討し直すこととなる。

(委員)

議題とは異なるが、ジェネリック医薬品についての周知ができていないようである。実際にジェネリックに変更した場合にどれくらい安くなるのか不明である。

(保険年金課長)

全ての方にはないが、年に3回、100円以上効果のある方に通知を行っている。また、市報やHPにも掲載しているが、制度の細部まで理解していただくことには苦労しているのが現状である。

(委員)

院内処方の場合、新薬からジェネリックへ切り替えると院外処方となり、金額が高くなることもあるため、必ずしもジェネリックに変更した方が安いとは言いきれない。

(委員)

国保税が上がると生活保護に該当するパターンの世帯を試算することは可能か。

(保険年金課長)

全ての方の収入を把握しているわけではないので、現状では提示することが難しいものである。

(委員)

繰入れの額は他市と比較してどのような状況にあるのか。

(保険年金課長)

繰入額は他市と比較して平成26年度に初めて1位となった。25年度は3位、24年度は16位、20年度は15位であった。詳細については次回提示

	<p>させていただく。</p> <p>(委員) 5年かけて毎年1億円ずつ改定していくが、税率改定の検討も毎年行うのか。</p> <p>(保険年金課長) 事務局としてはそのように考えている。ただし、状況に合わせて見直しをしていく必要はあると考えている。平成29年度に国保事業費納付金や標準保険料率が示されてからは毎年1億円という考えを改め、平成30年度からの都道府県化からは提示された納付金との不足分を解消するための考え方などに方針を一変させる必要があると考えている。</p> <p><b>【集約】</b></p> <p>(会長) 前回の税率改定のスケジュールの中で、毎年見直すことと決定されたことを受け、今回パターン1、2、3が事務局から提示されたところであるが、パターン1から3までの内容を精査するに当たり、もう少し細部を検討し協議を重ねた上で決定すべきである、そのために追加で事務局に提示依頼した資料を検討したいという意見が多数あったことから、今回は結論を出さず、次回以降に持ち越しとする。事務局には依頼のあった資料を提示するようにお願いをする。これに異議があるか。</p> <p>(保険年金課長) 可能な限り資料の用意はさせていただくが、場合によっては資料提示できないものもあることを御承知置きいただきたい。</p> <p><b>【質疑・意見等】</b></p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) 議題3「その他」について事務局から何かあるか。</p> <p>(保険年金課長) 特になし。</p> <p>(会長) 議題3「その他」について委員から何かあるか。</p> <p>(委員) 特になし。</p> <p>(会長) 議題については以上。次回は12月15日(火)午後1時30分から開始とする。場所は、市役所5階委員会室である。 これにて、平成27年度第3回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。</p>
--	---

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )	傍聴者： <u>    0    </u> 人
-------------	---	-------------------------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等： )
--------------	---

庶務担当課	市民部	保険年金課（内線：134）
-------	-----	---------------